



埼玉県報

第 734 号
令和 8 年(2026 年)
7 月 7 日
火曜日

目 次

規則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）

告示

- 税務システム改修業務委託（法人外形標準課税対応）に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 税務システム改修業務委託（e L T A X 5 期）に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 埼玉県庁舎ほか 71 施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示の一部を改正する告示（入札審査課）
- 平方土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

雑報

- 埼玉縣市町村職員共済組合公告（市町村課）

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第八条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第四百八十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

税務システム改修業務委託（法人外形標準課税対応） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年5月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 契約金額

65,980,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百九十号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 八 年 七 月 七 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

税務システム改修業務委託（e L T A X 5 期更改対応） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務D X推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15
番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年6月24日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 契約金額

473,530,200 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎ほか71施設で使用する電気 予定使用電力量29,751,870キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和8年12月の計量日（検針日）から令和9年12月の計量日（検針日）の前日まで。ただし、令和9年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除できるものとする。

(4) 需要場所

埼玉県庁舎ほか71施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ

る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達 of 契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業 of 登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組 of 状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約 of 締結日にかかわらず、平成28年4月1日から本件入札 of 公告日までの間に、国（公共工事 of 入札及び契約 of 適正化 of 促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する法人を含む。）若しくは日本下水道事業団との契約又は令和3年4月1日から本件入札 of 公告日までの間に、民間事業者その他の団体との契約により、1年間に10,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体 of 入札書を郵送し、又は持参する場合 of 提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書 of 交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 横山 電話048-830-2613（直通） 電子メールa2580-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書 of 交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1) of 交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和 8 年 8 月 28 日（金）午前 9 時から令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和 8 年 8 月 28 日（金）午前 9 時から令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 3 時まで

なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 令和 8 年 9 月 2 日（水）午前 9 時 30 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 3 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 8 年 7 月 31 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Provision of Power Supply to be Used at the Saitama Prefectural Government Office and 71 Other Facilities (Estimated Power Usage of 29,751,870 Kilowatt-hours)

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System

From 9:00 a.m. Friday, August 28 to 5:00 p.m. Tuesday, September 1, 2026

(3) Submission Period for Bids by Registered Mail or In Person

From 9:00 a.m. Friday, August 28 to 3:00 p.m. Tuesday, September 1, 2026

(4) Contact Information

Public Property Management Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

令和六年埼玉県告示第八百三十三号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）の一部を次のように改正し、令和八年七月八日から施行する。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

4②中「しななければならない。」の次に「ただし、アに掲げる提出書類にあつては申請者が行う法人番号等の提供により、オに掲げる提出書類にあつては申請者の同意により、県が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。」を加える。

告 示

埼玉県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、平方土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

職名	氏 名	住 所
理事	福 田 幸 雄	埼玉県上尾市大字平方領々家七百六十二番地

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字大達原カマヌケ五二一八番一八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県選管告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年七月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター内野本郷	埼玉県さいたま市西区内野本郷千八十五番地一
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター大谷	埼玉県さいたま市見沼区大谷百七十七番地七
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター堀崎	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町千二百二十八番地一
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター戸田笹目	埼玉県戸田市笹目南町三十三番十三号

雑 報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和七年度決算の要旨を公告する。

令和八年七月七日

埼玉県市町村職員共済組合理事長 頼 高 英 雄

損益計算書の要旨													(単位:千円)			
収 入	経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊 アルパインローゼ	宿 泊 会 館	貯 金	貸 付	物 資	財 形	
	負 担 金	23,923,881	54,962,830	2,935,719	361,589			806,764	905,832							
	掛金(組合員保険料)	23,482,883	35,753,215	2,935,683				890,779								
	施設収入・商品売上									295,838	38,539					
	利息及び配当金	42,091				28,003	30,593	6,243	9,710	7,775	6,218	7,211,808	1,250	176		
	そ の 他 収 入	4,496,134						235,730	117,437	3,193	115,026	303,016	48,458	60,180	461	
	他 経 理 から 繰 入 金							137,065		40,000						
	前年度支払準備金	3,673,250														
計	55,618,239	90,716,045	5,871,402	361,589	28,003	30,593	1,185,802	1,923,758	346,806	159,783	7,514,824	49,708	60,356	461		
支 出	給 付	25,859,242														
	役 職 員 給 与							271,725	64,463	29,016	37,086	31,470	60,225			
	旅 費 ・ 事 務 費							56,070	5,002	2,947	522	4,928	2,686	90		
	商 品 仕 入									7,369	1					
	飲 食 材 料 費									72,634						
	委 託 費							184,572	270,499	79,697	36,000	208,712	18,000	720		
	支 払 利 息					28,003	30,593					4,692,852	27,980	48,284	461	
	連合会払込金	579,499														
	負担金払込金		54,962,830	2,935,719	361,589											
	掛金払込金(組合員 保険料払込金)		35,753,215	2,935,683												
	前期高齢者納付金	6,410,964														
	後期高齢者支援金	9,770,804														
	病床転換支援金	3														
	老人保健拠出金															
退職者給付拠出金																
他 経 理 へ 繰 入 金	137,065							40,000								
そ の 他 支 出	7,499,457							632,533	1,480,641	196,681	71,594	46,855	22,485	5,555		
次年度支払準備金	3,770,404															
計	54,027,438	90,716,045	5,871,402	361,589	28,003	30,593	1,144,900	1,860,605	388,344	145,203	4,984,817	131,376	54,649	461		
差引当期利益金又は当 期損失金(△)	1,590,801						40,902	63,153	△ 41,538	14,580	2,530,007	△ 81,668	5,707			
貸借対照表の要旨																
資 流 動 資 産	13,327,264	5,520,689	367,348	2,372	5,229	511,889	1,532,484	2,819,596	1,404,050	1,364,927	32,689,484	853,899	8,752	1		
産 固 定 資 産						2,681,000	11,649,020	1,314	1	1,789,743	811,225	471,106,196	3,964,618	2,809,053	41,979	
資 産 合 計	13,327,264	5,520,689	367,348	2,372	2,686,229	12,160,909	1,533,798	2,819,597	3,193,793	2,176,152	503,795,680	4,818,517	2,817,805	41,980		
負 流 動 負 債	151,186	5,520,689	367,348	2,372			46,385	612,184	21,537	8,681	476,360,954	2,683	1,676			
債 固 定 負 債	3,770,404					2,686,229	12,160,909	212,796	83,378	157,971	683,184	9,472	3,225,664	2,673,000	41,979	
負 債 合 計	3,921,590	5,520,689	367,348	2,372	2,686,229	12,160,909	259,181	695,562	179,508	691,865	476,370,426	3,228,347	2,674,676	41,979		
純 資 本 剰 余 金									981	2,130,777	988,151					
資 利 益 剰 余 金	9,405,674						1,274,617	2,123,054	883,508	496,136	27,425,254	1,590,170	143,129	1		
産 純 資 産 合 計	9,405,674						1,274,617	2,124,035	3,014,285	1,484,287	27,425,254	1,590,170	143,129	1		
負債・純資産合計	13,327,264	5,520,689	367,348	2,372	2,686,229	12,160,909	1,533,798	2,819,597	3,193,793	2,176,152	503,795,680	4,818,517	2,817,805	41,980		